

## Ⅱ. 特 集

### 全ての人が社会の一員として ともに暮らし、支え合う地域づくり

本県では少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会の到来が近づいています。

平成 27 (2015) 年の本県の高齢者人口は 176 万人、高齢化率は 23.8%ですが、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年には、高齢者人口は 18 万人増加して 194 万人、高齢化率は 2.6%増加の 26.4%まで上昇が見込まれています。特に、75 歳以上の高齢者の増加が著しく、平成 37 (2025) 年には、平成 27 (2015) 年の 80 万人の約 1.5 倍である 117 万人になると推計されています。

一方、14 歳以下の子どもの人口は、平成 27 (2015) 年の 102 万人から、平成 37 (2025) 年には 12 万人減少して 90 万人になる見込みです。

年齢区分別人口の将来推計

		人口(万人)					65歳以上の割合(%)	
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	うち75歳以上	計	うち75歳以上	
全国	平成27年 (2015年)	1,589	7,629	3,347	1,613	12,709	26.6	12.8
	平成37年 (2025年)	1,407	7,170	3,677	2,180	12,254	30.0	17.8
愛知県	平成27年 (2015年)	102	462	176	80	748	23.8	10.8
	平成37年 (2025年)	90	450	194	117	735	26.4	15.9

資料：平成 27 (2015) 年 国勢調査 総務省統計局、計には、年齢不詳を含むため、年齢区分の合計とは一致しない。

平成 37 (2025) 年 日本の将来推計人口（全国：平成 29 (2017) 年推計 愛知県：平成 25 (2013) 年推計）国立社会保障・人口問題研究所

また、本県の合計特殊出生率は、平成 15 (2003) 年に 1.32 と過去最低になった後、平成 28 (2016) 年は 1.56 となるなど、近年回復傾向にあるものの、人口の安定的な推移に必要とされる 2.07 からは大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いているます。

合計特殊出生率の年次推移

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)
全国	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44
愛知県	1.43	1.52	1.46	1.46	1.47	1.47	1.57	1.56

資料：人口動態統計（厚生労働省）

ビジョンでは、社会状況が大きく変化していく中にあって、誰もが一人の人間として尊重され、社会の一員としてともに地域で安心して健やかに暮らすことができる共生社会を形成していく必要性を示し、各種施策に取り組んでいます。

国においては、平成 28（2016）年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が打ち出されました。この実現に向けて、平成 29 年に社会福祉法、介護保険法等を改正し、平成 30（2018）年度以降、市町村による包括的支援体制づくりや介護と障害の共生型サービスの導入などが予定されています。

国において、こうした制度改正が予定されている中、今回の年次レポートでは、ビジョンで取り組んできた地域づくりに関連する施策のうち、地域包括ケア、認知症対策、障害のある人への理解の促進、企業等と連携した取組を取り上げ、検証します。

## 1. 地域包括ケアの推進

### (1) 地域包括ケアモデル事業

#### ア モデルの説明

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指し、市町村の取組を推進するための先導的なモデル事業を3年間（平成26（2014）年度～28（2016）年度）実施しました。

地域包括ケアシステムでは、在宅医療提供体制の整備と、医療と介護の連携が核となります。そのためこのモデル事業は、市町村と一緒にになってそれらの中心的な役割を果たす機関に着目した3つのモデルと、今後大幅に増加することが見込まれる認知症患者に対応したモデルで行いました。

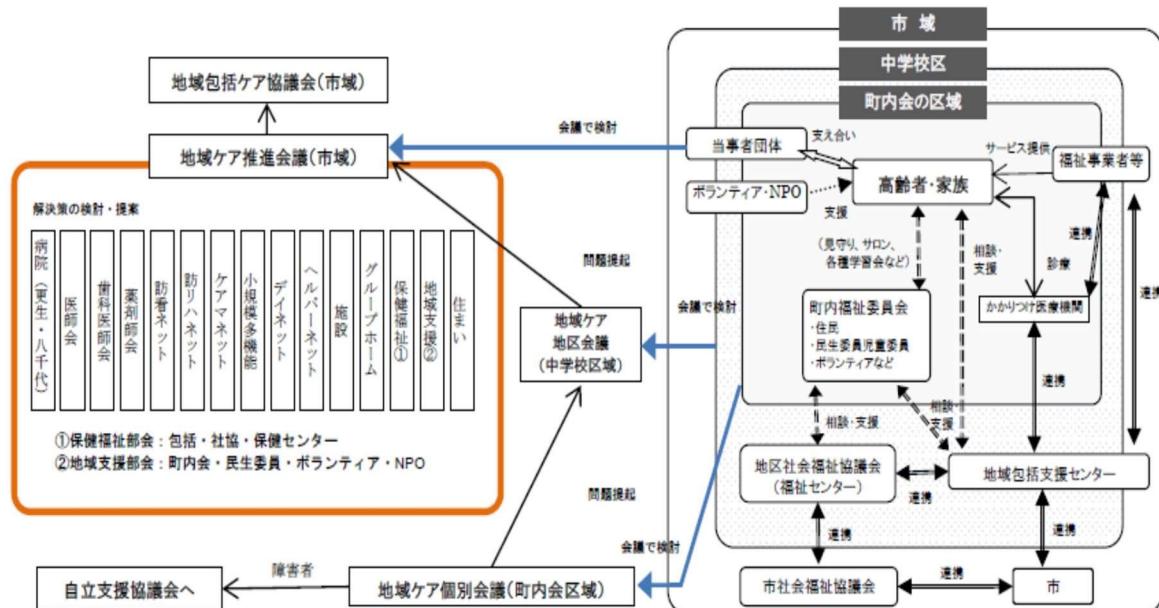
〈各モデルと実施市（26～28年度）〉

モデル	箇所数	実施市
<b>地区医師会モデル</b> ・在宅医療提供医師がある程度いる都市部を想定。地区医師会と市町村が中心となって、在宅医療提供体制を整えるとともに、医療・介護・予防・生活支援を担う関係職種が連携する。	3か所	安城市 豊川市 田原市
<b>訪問看護ステーションモデル</b> ・在宅医療提供医師が限られた山間部を想定。医療・介護の双方に通じた訪問看護ステーションが中心となって在宅医療を支えるとともに、医療・介護・予防・生活支援を担う関係職種が連携する。	1か所	新城市
<b>医療・介護等一体提供モデル</b> ・医療・介護に係る複数の事業所を持つ法人（又は法人グループ）が一体的にサービスを提供しながら、市町村、地区医師会と協議の場を持ち、関係職種が連携する。	1か所	豊明市
<b>認知症対応モデル</b> ・関係者の認知症対応力の向上を図るなど、認知症対応に重点をおく。	1か所	半田市

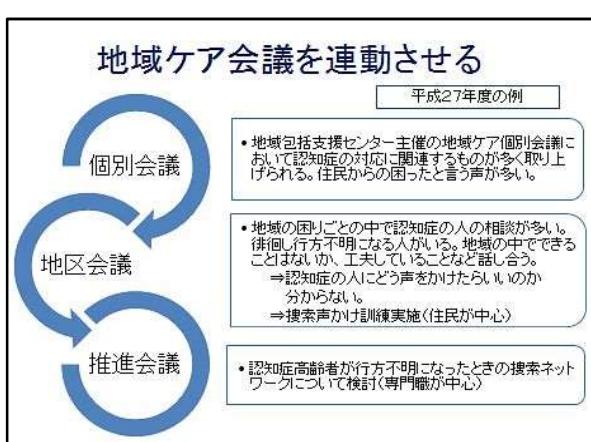
## イ 各市のモデル事業

### 安城市（地区医師会モデル）

安城市では、地域住民が主役となり、それを医療・介護・福祉の専門職が支え合う体制としました。町内会を中心に民生委員・児童委員や老人クラブなどが協働する「町内福祉委員会」をベースとして、健康体操や健康講話といった高齢者の健康維持のための活動や見守り活動、住民の交流を目的としたサロンや昼食会などが行われています。



また、町内会単位の「地域ケア個別会議」、中学校区の「地域ケア地区会議」、市レベルの「地域ケア推進会議」を開催し、3段階の地域ケア会議をうまく連動させることによって地域の課題を埋もれさせることなく解決することを目指しています。



医療と介護の連携については、情報共有が最重要課題としてあげられたため、平成 27 (2015) 年度から「在宅見守りノート」の活用を始めました。また、平成 28 (2016) 年 10 月には、ICT を活用した情報共有ツール「サルビー見守りネット」の運用を始め、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療職、ケアマネジャー、介護士などの介護職や地域包括支援センターなど在宅療養に関わる多職種間で、利用者登録されたパソコンなどの端末からいつでもどこからでもセキュリティレベルの高い情報共有を行うことが可能となりました。また、効率的で質の高い医療提供に向けた専門職のスキルアップや多職種連携を推進するため、研修会を開催しました。

## 豊川市（地区医師会モデル）

豊川市では「地域包括ケア推進協議会」及び「在宅医療・介護連携協議会」を開催し、医療、介護、地域の代表、警察など、関係機関の顔の見える関係づくりを推進しました。医療と介護の連携では、提案募集型の多職種協働研修会を開催することで、楽ワザ介護術、薬の管理や残薬問題、介護職向け口腔ケアなど、現場で必要とされている知識・技術にマッチした研修を行う事ができました。



提案募集型研修 楽ワザ介護術

地域住民への広報・普及活動としては、相手に「伝わる」ことを意識し、市内のボランティア団体と協働しながら、演劇や落語なども取り入れた市民向けフォーラムを開催しました。また、1日約1,500人が来館する市図書館に特設コーナーを設け、関連書籍の紹介や地域の医療・介護関係団体のPR物品の展示などを行いました。

生活支援では、高齢者の自宅への傾聴ボランティアの訪問やEメールを活用した高齢者のお役立ち情報の配信の他、外出を支援するため70歳以上の低所得者に交通料金助成を行いました。

住まいについては、高齢者向けに「住まい」と「住まい方」に関する情報提供を行うため、「高齢者のすまいの手引き」を作成しました。

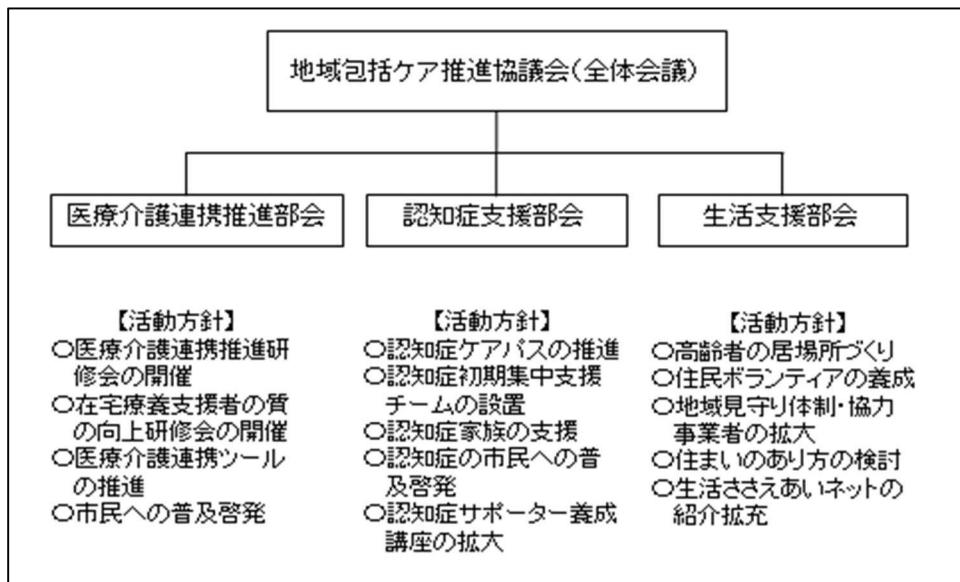


演劇「自分らしく生きる」

## 田原市（地区医師会モデル）

田原市では、「地域包括ケア推進協議会」の下に三つの部会を置き、関係機関のネットワーク化を行いました。ゼロからの出発で何度も関係機関に足を運び3年目で三部会を立ち上げました。

医療と介護の連携については、「医療介護連携推進部会」や「介護保険事業者連絡会」の開催、多職種研修での事例検討などを行いました。また多職種連携を推進するツールとしてICTシステムを活用しています。



介護予防では、運動や手工芸、講話などを取り入れた教室やサロンを開催し、健康づくりや生きがいづくりに取り組みました。

生活支援の取組では、モデル中学校区で生活支援部会を開催し、地域の現状や生活支援・介護予防の必要性を理解していただき校区のまちづくり推進計画に生かしていくことができました。また、地域通貨を活用した日常生活の助け合いの仕組みである「生活さえあいネット」の普及啓発により、身近な地域での市民同士の助け合いの仕組みづくりを進めました。



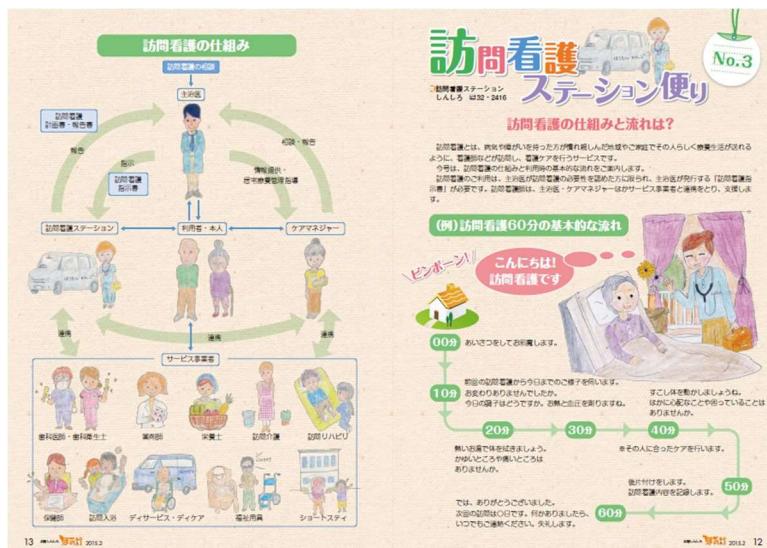
介護予防リーダーによる介護予防教室

## 新城市（訪問看護ステーションモデル）

在宅医療を支える医師が不足する新城市の場合、市全域で 24 時間対応可能な訪問看護ステーションの存在は大変重要であり、訪問看護ステーションを活用し、地域包括ケアシステムの構築を進めています。訪問看護ステーションと、市・地区医師会などが連携し、訪問看護師や主治医、介護事業者などの間で患者情報を共有することで、医療と介護の連携を行っています。また、広域的な地域での訪問看護活動においては、即時に情報共有ができる、移動時間のロスをなくすことができる ICT システムの活用が効果的であり、ICT システムによる訪問看護利用者情報の共有ネットワークの構築を進めています。

生活支援では、10 の地域自治区ごとにまとめた「わたしたちの地域と社会資源」を作成し、社会資源・介護認定者の状況・高齢者（ひとり暮らし、老老世帯）世帯状況を把握、分析し、各地域で不足している生活支援やその提供方法などについて検討しました。それにより、社会資源が少ないため、ボランティア、地域住民などによる支え合いに担い手の養成や育成が必要だということが分かりました。

ほか、モデル事業を始めた頃は、訪問看護の市民への知名度が低かったため、広報誌やパンフレット、地域に出向いての説明などにより、周知を行い、訪問看護ステーションの利用者増につなげました。



「訪問看護ステーション便り」と題し、平成 26 (2014) 年 12 月号から広報しんしろに訪問看護に関する記事を連載

＜訪問看護の普及啓発活動により、利用者が増加＞

区分	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度
利用者数／月	約 53 人	約 69 人	約 77 人

## 豊明市（医療・介護等一体提供モデル）

医療・介護等一体提供モデルを実施した豊明市では、藤田保健衛生大学、UR都市機構、豊明市の三者が協力して取組を行いました。

医療と介護の連携では、藤田保健衛生大学病院への入院を機に新規要介護認定申請を行ったケースのその後を追跡調査し、医療と介護の狭間の課題を関係者で共有しました。そして、平成29（2017）年7月に、病院からの退院に向けての悩みごとや、通院が難しい方の在宅療養についての相談の受付、在宅医療・介護に関する情報の提供、関係する医療機関・介護事業所・行政機関などの連携などを行う「豊明東郷医療介護サポートセンター（愛称：かけはし）」を開所しました。

介護予防については、集中的に専門職に介入してもらう「元気アップリハビリ」を実施後、地域の「まちかど運動教室」へ移行し維持を図るという流れを作り、軽度者の介護給付費の伸びの大幅抑制につなげることができました。

モデル地区のうち、UR団地「豊明団地」については、平成29（2017）年4月1日現在で人口4,425人のうち65歳以上の高齢者が27%を占め、今後更に老老世帯や高齢独居世帯が増えると見込まれています。また子育て世帯は減少し、外国人の居住者が増えて地域コミュニティが築きにくくなっています。そのため、若者に人気のデザインへの居室のリフォームや、学生賃貸アパートより広い空間を周辺の家賃相場より安価に提供することで、藤田保健衛生大学の学生の居住を進めました。そして、団地居住の条件として、自治体活動の参加を盛り込むことによって、夏まつりや高齢者のふれあい会食、防災訓練、清掃活動などへ若者の力が得られるようになりました。

また、豊明団地の空き店舗に「まちかど保健室」を開所し、医療・介護・福祉などの無料相談を行っています。

## 居住学生による地域活動参加



## 半田市（認知症対応モデル）

半田市では、認知症の取組として、認知症対応検討会議やワーキングを開催し、初期支援、家族支援、地域支援と様々な方向から対応を検討しました。そして、認知症ケアパスとして、入門編、予防編など5冊の「認知症安心ガイドブック」を作成するとともに、認知症初期集中支援チーム（HOST：半田オレンジサポートチーム）を立ち上げ、認知症と思われる方が適切な医療や介護保険のサービスに繋がっていない場合に、専門職のチームがサポート方法を検討し支援体制を整える活動を開始しました。また、行方不明高齢者の搜索機器（発信機、受信機）を活用した搜索訓練を実施するとともに、搜索機器を貸与する事業も開始しました。



搜索機器の活用イメージ

そのほか、半田市医師会、エーザイ株式会社、半田市の三者による「認知症の方が安心して暮らせるまちづくり連携協定」を締結し、認知症への市民の理解を深めるため講演会を開催するなど取組を進めるとともに、地域住民が集う認知症カフェの設置、高齢者見守りメールを活用した徘徊認知症患者の搜索も行うなど、専門職だけでなく地域住民も巻き込んだ施策を実施しました。

## 認知症プラチナカフェの様子



## (2) 団地モデル事業

昭和 40 年代頃から整備が始まった大規模団地においては、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯も多く、従来とは別の取組を必要としています。そのため、本県では平成 27（2015）年度に地域包括ケア団地モデル検討会議において、高蔵寺ニュータウン（石尾台地区及び高森台地区）を対象地域とした「地域包括ケア団地モデル構想」を取りまとめ、平成 28（2016）年から春日井市において、団地モデル事業を実施しています。

また、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保が地域生活の基盤となるため、サービス付き高齢者向け住宅等の整備に向けた取組を進めています。

### ○目指すべき団地モデルの姿

- ・団地内に医療・介護事業や相談室等が集まった地域包括ケアの拠点があり、必要なサービス等が連携して提供されている。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備や既存住宅のバリアフリー化などにより、高齢者が安心して生活できる住まいが確保され、見守りや生活支援サービスの提供も行われている。
- ・高齢者自らが健康づくりや介護予防に取り組むとともに、気軽に集まることができる居場所において、サロン活動への参加や多世代との交流等が行われている。

出典：地域包括ケア団地モデル構想《概要》

平成 28（2016）年度は、団地モデル事業を推進する会議として「団地モデル事業推進連絡会議」を立ち上げ、進め方について検討を重ねました。平成 29（2017）年度は、高齢者やその家族等が気軽に立ち寄れる相談室や居場所の設置、高齢者・障害者施設や小・中学校との多世代交流などを実施しています。

また、高森台地区の県有地へのサービス付き高齢者向け住宅の誘致については、平成 29（2017）年 2 月に事業者が決定し、訪問看護事業所や訪問介護事業所、相談室兼交流スペースなどを併設するサービス付き高齢者向け住宅の建設が進められています。

## (3) 普及啓発事業

地域包括ケアシステムの構築を進めるため、市町村では、関係機関のネットワーク化を図る連携会議や多職種研修会、普及啓発などを行っていますが、見守り、家事援助、交流サロンなどの生活支援・介護予防の担い手の育成・発掘がなかなか進まないという課題があります。

そこで、平成 29（2017）年度は、地域包括ケアを広く県民に知っていただき、住民参加の気運醸成に向けたイベントや啓発活動を行うこととしました。

## ア 地域包括ケアイベントの開催

県民に対し、地域包括ケアの内容と意義についてお知らせし、見守りなどの生活支援・介護予防の担い手として積極的な参加を促すことを目的に、地域包括ケアイベントを開催しました。



### イベントの概要

- 開催日：平成 29 年 11 月 18 日（土）
- 場所：ワインクあいち 展示場
- 対象：元気な高齢者を始めとする県民
- 主な内容
  - ・浅尾美和さんによるトークショー
  - ・N P O ・地域活動講演（地域福祉サポートちた 代表理事 市野 恵氏）
  - ・シャンソン、フォークソング発表ステージ
  - ・展示ブースなど（地域包括ケアシステムの概略紹介パネル展示、イベント参加者と趣味生きがい活動団体等とのマッチング企画、体験コーナーなど）

## イ 啓発用ショートムービー、リーフレットの作成

地域包括ケアシステムの意義や内容についてわかりやすく説明するとともに、互助の取組を促す内容のショートムービーを作成し、動画サイトで公開するほか、住民への啓発資材として活用してもらうため、市町村へ DVD を配布しました。制作にあたっては、次代を担う学生を制作過程に関与させることで学生の感性や考え方を取り入れ、住民目線で分かりやすく、学生世代にも訴えかけるエンターテイメント性の高い作品づくりに努めました。

また、地域包括ケアシステムや互助の取組の必要性、地域での活動の様子などを掲載した県民向けリーフレットを作成・配付し、市町村などにおける住民への普及啓発などに活用されています。

### 取組を踏まえた今後の方向性

県内全域で地域包括ケアシステムを構築していくためには、市町村の取組の充実とともに一層の県民の理解促進や担い手としての参加などが求められています。

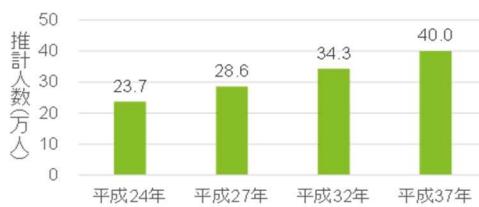
県では今後、さらなる地域包括ケアの取組促進・普及に向けて、市町村の取組への支援や県民への普及啓発を進めています。

## 2. あいちオレンジタウン構想の推進

急速な高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれています。本県の認知症高齢者は、平成 27（2015）年の約 29 万人が平成 37（2025）年には最大で約 40 万人に達すると推計されています。認知症は、介護する家族に大きな負担が生じることや介護離職問題など、社会に及ぼす影響も非常に大きいことから、その対策は喫緊の課題となっています。

### ○認知症高齢者の急増

愛知県



(注)「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」による速報値(平成 27(2015)年 1月 27 日厚生労働省老健局公表)をもとに、「愛知県の将来推計人口(65 歳以上)」に認知症有病率(糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合)を乗じて算出

### ○介護離職の社会問題化

愛知県の介護離職者数  
5 年間で 25,600 人  
(平成 19 年 10 月～  
平成 24 年 9 月)

出典:平成 24 年就業構造基本調査(平成 24 年 10 月 1 日現在)総務省

認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることは、認知症対策の国際的な基本的理念であり、国が定める「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成 27（2015）年 1 月策定）の目指すべき社会の姿となっています。この理念を実現するためには、私たちひとりひとりが、認知症への理解を深め、つながり、支え合う「認知症に理解の深いまちづくり」を進めていくことが必要です。

そこで、本県では、認知症に関する保健・医療・福祉の専門機関が集積している「あいち健康の森」とその周辺地域が一体となって、「認知症に理解の深いまちづくり」のモデルとなる先進的な取組を始めることとしました。県、地元の大府市、東浦町、健康の森内の専門施設、関係団体、学識者、国の関係機関を構成員とする「オレンジタウン構想推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、取組内容を協議し、平成 29（2017）年 9 月に「あいちオレンジタウン構想」を策定しました。

## (1) 「あいちオレンジタウン構想」の概要

この構想は、認知症対策のより一層の推進を目的とし、「認知症に理解の深いまちづくり」の先進モデルを目指すための取組を示しています。取組内容は、「オレンジタウン構想推進プロジェクトチーム」の合意により決定し、県が取組推進のコーディネーターとなり、「地域づくり」と「研究開発等」の両面から取組を推進していくこととしています。

### ア 対象地域

あいち健康の森を中心とした大府市、東浦町全域を対象地域とします。ただし、広域展開可能な取組については、2次医療圏単位や全県で展開します。

併せて、あいちオレンジタウン構想の取組と共に推進する自治体を募り、早期の全県への波及を図ります。

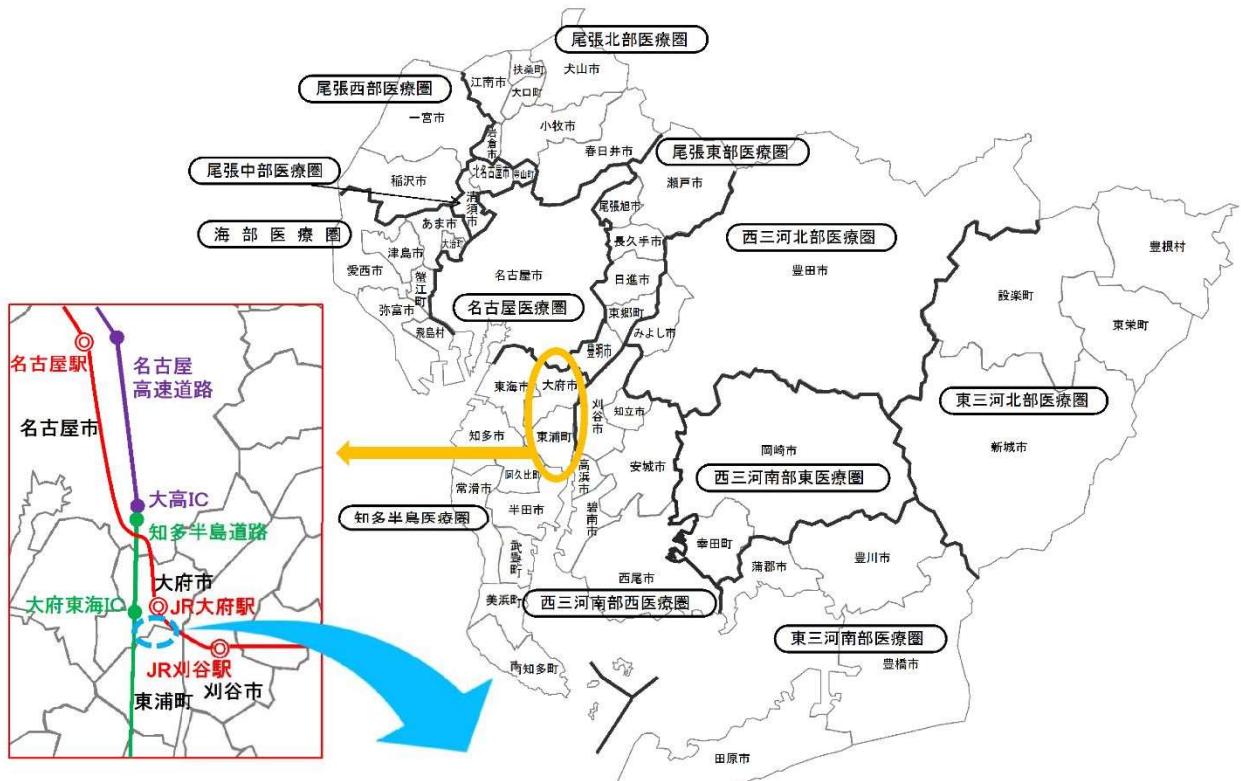
### イ 計画期間

いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、国の新オレンジプランの目標設定年度である平成32（2020）年度までのアクションプランと、平成37（2025）年度までの中長期的な取組を示しています。

あいちオレンジタウン構想の計画期間と新オレンジプランのスケジュール

名称	H27	H28	H29	H30	H31	H32	～H37
あいちオレンジタウン 構想				アクションプラン			中長期的な 取組
新オレンジプラン（国）			目標設定期間				対象期間

なお、この構想の基本理念や、構想に基づく今後の具体的な取組については、「(3)「あいちオレンジタウン構想」の基本理念・スローガン」「(4)「あいちオレンジタウン構想」の取組内容」で後述します。



## (2) これまでの認知症対策における地域づくりに関連する取組状況

本県では、ビジョンや平成 27（2015）年 3 月に策定した「第 6 期愛知県高齢者健康福祉計画」において、認知症対策を重要な課題と位置づけ、国の新オレンジプランを踏まえた総合的な認知症対策を実施しています。これまでの認知症対策における地域づくりに関連する主な取組の実施状況は、次のとおりです。

### ア 認知症の人と家族を支える地域づくり

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、全ての人が認知症について正しく理解し、地域で見守り、支え合う体制を整備していく必要があります。

県では、市町村等と協働して、認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を行っています。平成 28（2016）年度の認知症サポーター養成講座受講者数は 46,256 人であり、この結果、平成 29（2017）年 3 月末現在で、本県の認知症サポーター養成人数は累計 343,042 人となり、確実に増加しています。

認知症サポーター養成講座の講師役を担うキャラバン・メイトの養成にも取り組んでいます。毎年、県主催の養成研修を開催し、全国キャラバン・メイト連絡協議会へ登録されている登録者数は、平成 29（2017）年 3 月末現在で 3,415 人となっており、県内すべての市町村に配置されています。

また、認知症サポーターなどボランティア活動に意欲のある住民に対し、地域のボランティア活動を実践するために必要な認知症高齢者等への効果的な支援の方法を学ぶための認知症支援ボランティア養成研修を実施しています。平成 28（2016）年度は実習体験参加者を含めて 499 人の参加がありました。

#### ＜平成 28 年度認知症支援ボランティア養成研修＞

##### ○ボランティアによる認知症支援の普及に向けたワークショップ研修会

- ・ テーマ「認知症とともに幸せを紡ぐまちづくり」等
- ・ 名古屋、尾張、知多、西三河、東三河の 5 地区で開催
- ・ 参加者数 計 350 人

##### ○民間企業等に対する研修会

- ・ テーマ「認知症の人も社会の課題解決の力に」
- ・ 参加者数 61 人

##### ○合同研修会

- ・ テーマ「認知症とともにある幸せを考える」
- ・ 参加者数 88 人

認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症の兆候をより早く発見し、早期に対応することで重症化予防を行うことが重要です。平成 26 (2014) 年の介護保険法の改正により、市町村は、認知症が疑われる人の家庭を複数の専門職が訪問して、初期対応を包括的に支援する「認知症初期集中支援チーム」や、医療機関、介護サービス等の間の連携支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う「認知症地域支援推進員」を設置することが制度化されました。

県では、平成 30 (2018) 年 4 月までに、県内全ての市町村で、「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」を設置できるよう、チーム員、推進員養成のための研修費の負担や未設置市町村を対象としたチーム設置促進会議の開催、推進員ネットワーク会議の開催などを実施しています。

#### ＜平成 28 年度会議＞

会 議	開催日・出席者	内 容
認知症初期集中支援チーム 設置促進会議	平成 29 年 3 月 17 日 市町村職員等 61 人	・認知症初期集中支援チームの意義と市町村の役割について ・チーム設置に関する取組調査結果について
認知症地域支援推進員ネットワーク会議	平成 28 年 12 月 21 日 市町村職員・推進員 120 人	・愛知県認知症地域支援推進員状況について ・基調講演「認知症施策の推進に向けて」 ・市町村活動事例報告 ・グループ検討「認知症地域支援体制づくり」

#### ＜設置状況＞

(平成 28 年度末現在)

区分	設置市町村数
認知症初期集中支援チーム	17 市町村
認知症地域支援推進員	35 市町

(認知症総合支援事業等実施状況調べ)

また、日頃から認知症の人を多くの目で見守り、徘徊などにより行方不明となつた場合は、地域全体で迅速に捜索する体制を整えておく必要があります。

認知症高齢者の行方不明に対し、市町村の範囲を超えて広域的かつ効率的に対応するため、平成 26 (2014) 年度に作成した「愛知県認知症高齢者徘徊 S O S 広域ネットワーク運営要領」に基づき、連携強化を進めています。平成 28 (2016) 年度には、平成 27 (2015) 年 3 月に県と国立長寿医療研究センターで締結した連携・協力協定に基づき、各市町村における地域での認知症高齢者の徘徊捜索ネットワーク・見守り体制の構築を推進させるため、「認知症高齢者の徘徊対応マニュアル研修用ビデオ」を作成し、市町村職員等を対象に 9 月に研修会を開催しました。

**<平成 28 年度認知症高齢者の徘徊対応ネットワーク研修会>**

○日時・場所 平成 28 年 9 月 15 日 愛知芸術文化センター

○参加者 市町村・地域包括支援センター職員等 132 人

○内容 ・認知症高齢者の徘徊対応ネットワーク・見守り体制づくりについて

・近隣市と連携したネットワーク・徘徊検索模擬訓練について

**イ 認知症の容態に応じた適切な医療・介護の提供**

認知症には、早期発見、早期対応が何より重要です。高齢者の方を日頃から診察する機会が多いかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の薬剤師等が、認知症の疑いに気づき、迅速に専門の医療機関への受診につなげていくことができるよう、県では、認知症対応力向上研修を実施しています。

あわせて、認知症の人の診療に習熟し、地域のかかりつけ医への専門的な助言や地域包括支援センターなど地域の関係機関との連携づくりを担う認知症サポート医を養成しています。この結果、平成 29（2017）年 3 月末現在で、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者は 1,325 人、認知症サポート医養成数は 290 人となっています。

また、平成 28（2016）年度から歯科医師、薬剤師、平成 29（2017）年度から看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を開始しています。平成 28（2016）年度は歯科医師 293 人、薬剤師 427 人が研修を修了しました。

**<平成 28 年度歯科医師の認知症対応力向上研修>**

◇開催回数：3 回（平成 28 年 9 月 11 日、11 月 13 日、平成 29 年 2 月 26 日）

◇修了者数：総数 293 人（第 1 回 171 人、第 2 回 51 人、第 3 回 71 人）

◇内容 ○認知症に関する基本知識について

○かかりつけ歯科医の役割について

○認知症の人を支える仕組みについて

**<平成 28 年度薬剤師の認知症対応力向上研修>**

◇開催回数：3 回（平成 28 年 11 月 13 日、12 月 18 日、平成 29 年 1 月 9 日）

◇修了者数：総数 427 人（第 1 回 171 人、第 2 回 97 人、第 3 回 159 人）

◇内容 ○認知症に関する基本知識について

○薬学的管理と関係機関との連携について

○認知症の人を支える仕組みとかかりつけ薬剤師の役割について

**ウ 若年性認知症の人の支援**

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65 歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。若年性認知症の人やその配偶者は、現役世代であることから、職を失い経済的に困窮するなど、高齢者の認知症とは異なる課題への支援が必要となります。

そこで、本県では、若年性認知症の人やその家族等からの相談に応じ、医療・福祉・就労等の総合的な支援をするため、平成28（2016）年10月より、「愛知県若年性認知症総合支援センター」を開設しました。総合支援センターには、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の本人や家族だけでなく、勤務先の企業や地域包括支援センター、市町村等からの相談に応じ、若年性認知症の特性に配慮した医療・福祉・就労等の総合的な支援を開始しています。

＜愛知県若年性認知症総合支援センターの概要＞

1 相談窓口

(1) 電話相談窓口

開設日時：月～土曜日 10時00分～15時00分 ※祝日、年末年始を除く  
電話番号：0562-45-6207

(2) 来所、訪問による面談（電話での事前予約制）

(3) 休業日

毎週日曜日、祝日、年末年始

2 業務内容

- ・若年性認知症の人や家族、職場、知人等からの電話または面談による相談受付
- ・若年性認知症の人や家族等への専門医療機関についての情報提供
- ・若年性認知症の人が利用できる制度やサービスの情報提供
- ・職場の産業医や担当者、主治医と連携した就労継続支援
- ・障害者職業セクタ、障害者就業・生活支援セクタ、ハローワーク等の担当者と連携した就業支援
- ・若年性認知症の人が利用できる介護保険サービス事業所の情報提供
- ・認知症カフェや本人・家族交流会の紹介

3 委託先

社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター1階  
〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目294番地



## エ 認知症の人の家族介護者への支援

認知症の人やその家族は、どこに相談してよいかわからず、身体的にも精神的にも疲弊してしまうことが少なくありません。認知症の人とその家族が、気軽に相談できる窓口が設置されているなど、認知症の人とその家族の精神的・身体的負担を軽減する観点からの支援が必要です。

県では、公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部と連携し、認知症の介護

等の経験者による電話相談を設け、平成 28（2016）年度には 642 件の相談に応じています。

認知症の人とその家族が、地域住民や専門家と集い、情報を共有し、お互いに理解し合う認知症カフェなどの設置も必要です。

平成 27（2015）年 3 月に県と国立長寿医療研究センターで締結した連携・協力協定に基づき、地域で開催される家族介護者支援を充実させるため、平成 28（2016）年度に「家族介護者支援対応プログラム」を作成しました。このプログラムは、県内の各所で認知症家族介護者教室、認知症カフェ等、認知症の人や家族介護者等が学ぶ場・集う場の企画・運営者向けのもので、参加者からの認知症に関する質問に回答する上で参考になる医療・ケア・福祉に関する情報や、学ぶ場・集う場の実践例を紹介しています。

このプログラムの普及と運用を図るため、平成 28（2016）年 11 月に研修会を開催し、115 人の参加がありました。

#### <認知症家族介護者支援対応プログラム>



#### <家族支援教室従事者研修会>

日時：平成 28 年 11 月 7 日

参加者：市町村・地域包括支援センター

職員等 115 人

また、認知症カフェの設置、定着に向けて、認知症サポーターや認知症の人とその家族、カフェの運営者が参加する「認知症カフェプレサミット」を平成 29（2017）年 9 月 18 日に初めて開催し、地域との関わり方やカフェの運営方法などを協議しました。平成 30（2018）年 2 月には第 2 回目を開催し、さらに議論を深める予定となっています。

#### <認知症カフェ設置状況（平成 28 年度末現在）>

設置市町村数	設置個所数
46 市町村	287 個所

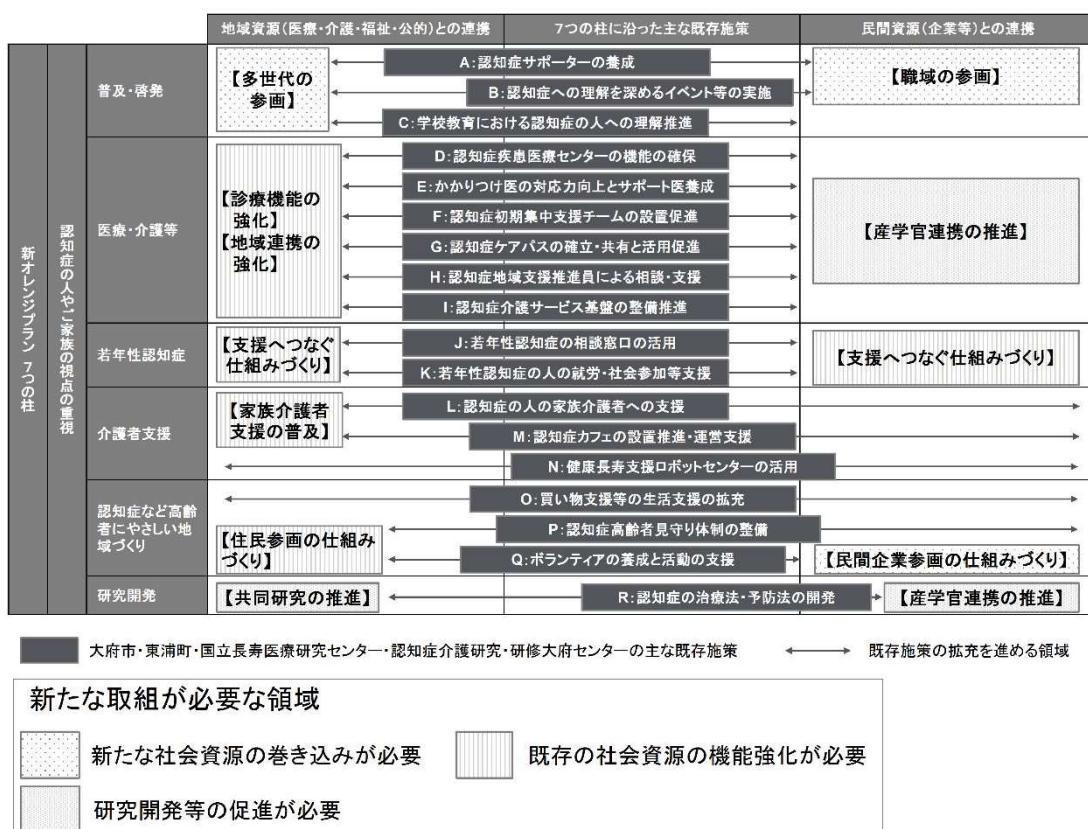
(認知症総合支援事業等実施状況調べ)

### (3) 「あいちオレンジタウン構想」の基本理念・スローガン

前述のとおり、認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、本県において様々な取組を進めてきました。しかし、「まちづくり」の観点からさらなる推進を図っていくためには、これまで以上の取組を行っていく必要があります。

「あいちオレンジタウン構想」では、「認知症に理解の深いまちづくり」の推進のため、既存施策を「地域資源」、「民間資源」との連携の観点から整理し、新たな取組が必要な領域を見る化したうえで、「愛知らしさ発揮の視点」として、「あいち健康の森内に3つの専門施設（国立長寿医療研究センター（以下、NCGG）、認知症介護研究・研修大府センター（以下、大府センター）、あいち健康プラザ（以下、プラザ））が立地していること」、「活力ある企業・大学が集積していること」にも着目し、今後の取組を検討、立案しました。

#### ○既存施策の整理による新たな取組が必要な領域の見える化



構想の基本理念は、「地域で暮らし、学び、働く人々が『認知症に理解の深いまちづくり』に『じぶんごと』として取り組む社会の実現」です。これは、愛知には、企業や大学が集積していることから、地域で暮らす人はもちろん、地域で働く人や地域で学ぶ学生をあいちオレンジタウン構想の取組に巻き込んでいくことをイメージしています。さらに、認知症は誰もがなる可能性があり、また、介護者として関わる可能性のある身近な病気であることから、一人一人が認知症を「じぶんごと」として考え、積極的に構想の取組に参画してほしいというメッセージを発信しています。

さらに、スローガンとして、「認知症じぶんごと ONEアクション」を掲げ、取組に参加する「はじめの一歩を踏み出しましょう」と呼びかけていくこととしています。



#### (4) 「あいちオレンジタウン構想」の取組内容

次の基本的な考え方に基づき、平成 32（2020）年度までのアクションプランと平成 37（2025）年度までの中長期的な取組を示しています。

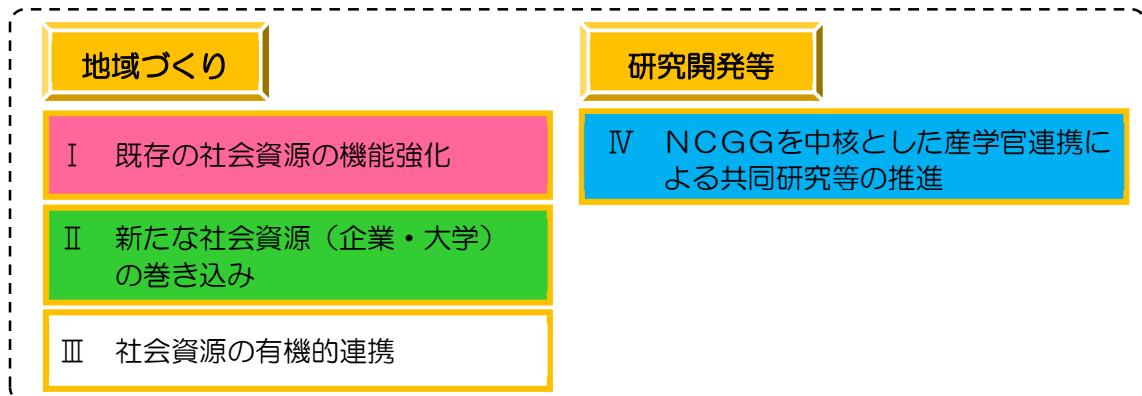
##### ア 基本的な考え方

- 大府市、東浦町の地域資源、民間資源を最大限に活用し、各参加主体が有機的な連携を図ることにより、予防、医療、介護のシームレスな支援を目指します。
- あいち健康の森内の3つの専門機関の新たな連携体制を整えます。
- 専門機関が集積する利点を活かし、地域づくりの取組と研究開発等の取組を両輪で推進していきます。
- 民間企業や大学の地域づくりへの参画を促すとともに、研究開発等においては、産学官連携による新たな事業の創出を目指します。
- 各取組には、認知症の人や家族の意見を反映する機会をできる限り盛り込みます。

## イ アクションプラン

「地域づくり」と「研究開発等」の両面から、4つのアクションプランと11の取組を推進していきます。

### ○取組の体系



### ○アクションプラン I 地域づくり：既存の社会資源の機能強化

#### ① 医療資源・介護資源の機能強化

ア 医療・介護連携の要となる認知症サポート医の活動実態を調査し、地域のネットワークづくりの中核となる人材を把握したうえで、かかりつけ医・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム・地域包括支援センター等との連携体制を構築します。【取組主体：愛知県・医師会・NCGG】

イ 介護保険サービス事業所の認知症ケアの実態を調査のうえ、認知症介護指導者による研修会や個別相談を行うなど、事業所の認知症対応力向上を図ります。

【取組主体：大府センター・大府市・東浦町・愛知県】

ウ NCGG の認知症リハビリテーション等の機能を強化するため、病床の機能や規模の見直しを含めた病棟の建替えを検討します。【取組主体：NCGG】

#### ② 医療・介護専門職の家族介護者支援力向上

医療・介護専門職を対象に、家族介護者に寄り添う支援や介護者の力を引き出す支援としてのピアサポートなど、家族介護者支援について学ぶ研修会を開催し、専門職の家族介護者支援力の向上を図ります。

【取組主体：認知症の人と家族の会愛知県支部・愛知県】

#### ③ 若年性認知症の人への早期相談支援体制づくり

NCGG（認知症疾患医療センター）で若年性認知症と診断された人に對し、本人、家族の同意のもと、大府センターの若年性認知症支援コーディネーターを紹介し、適時適切な支援につなげるための体制づくりを行います。また、県内の認知症疾患医療センターにおいても同様の取組を行っていきます。

【取組主体：大府センター・NCGG・愛知県】

## ○アクションプランⅡ 地域づくり：新しい社会資源（企業・大学）の巻き込み

### ① 認知症の人々にやさしい企業サポーターの養成

認知症の人と接する機会の多い職域（小売業、金融機関、公共交通機関等）で働く人向けの認知症対応プログラムを認知症の人やその家族、企業の参画のもと、職域ごとに開発し、職域の特性に応じた対応が図られるよう、検証したうえで、普及していきます。【取組主体：愛知県・NCGG・企業等】

### ② 認知症パートナー宣言の創設

「認知症サポーターの養成」「認知症に関わるボランティア活動の推進」等、認知症対策に積極的に取り組んでいる企業・大学が県とともに「認知症に理解の深いまちづくり」の「パートナー」になることを宣言し、取組推進の機運を高めます。【取組主体：愛知県・企業・大学】

## ○アクションプランⅢ 地域づくり：社会資源の有機的連携

### 認知症カフェを中心とした有機的連携の実証

住民が運営する認知症カフェに、地域の専門職（認知症サポート医、医療職、介護職）がパートナーとして参画し、認知症の人の役割を引き出すことや家族への対応や助言、医療・介護連携をゆるやかに促すとともに、多世代の市民と専門職が相互に学び合うことのできるカフェづくりを進めています。

【取組主体：愛知県・市町村】

## ○アクションプランⅣ 研究開発等：NCGGを中心とした産学官連携

### ①認知症予防の共同研究の実施

ア NCGGの認知症予防とプラザの生活習慣病予防のノウハウを活かし、新たな認知症予防プログラムを開発するため、プラザ内に連携ラボを設置し、共同研究を行っていきます。【取組主体：NCGG・プラザ・愛知県】

イ 愛知県が研究交流を進めていくこととしているシンガポール国立大学と、アジアにおける認知症研究の中核を担うべく、老年医学分野の研究について、連携を図っていきます。

【取組主体：愛知県・NCGG（必要に応じ名古屋大学も協力）】

### ②NCGGの病院機能の拡大

医療・介護分野に限らず、食品、住宅、IoTなど日常生活等に関わる幅広い分野における産学官連携の研究テーマを検討し、NCGGに共同研究の実証機能の実装を推進していきます。

また、NCGGの最先端の診断技術、治療技術を世界に発信し、国際的な医療協力に資するとともに、地域医療への影響にも配慮しつつ、医療ツーリズムの可能性について検討していきます。

【取組主体：NCGG・愛知県・企業等】

## ウ 中長期的な取組

アクションプランの進捗状況を踏まえ、平成 37（2025）年を見据え、中長期的な取組を推進していきます。

### ○地域づくり

- ・高齢化率や社会資源の状況は、地域によって異なることから、取組の波及にあたっての問題点や課題などを検証し、地域の実情に応じた取組の波及について、道筋を示します。
- ・そして、取組の情報を一元化のうえ、全県で共有していきます。
- ・そのうえで、県内の各地域で、それぞれの実情に応じて、構想の取組を活かし、「認知症に理解の深いまちづくり」が進んでいくことをめざします。

### ○研究開発等

- ・認知症予防の研究については、NCGGとプラザの連携ラボにおける共同研究やシンガポール国立大学との連携状況を踏まえ、大規模コホート研究の実施など、予防のエビデンス確立に向け、さらなる研究の実施を検討していきます。
- ・NCGGを中心とした幅広い分野での産学官連携によるあいち健康の森周辺への新たな研究拠点の集積や、国際医療協力、医療ツーリズムの推進状況を踏まえたNCGGの病床整備を図ります。

### ○財源の確保

- ・取組を継続的に実施していくため、各取組主体が財源確保に努めるとともに、取組内容によっては、産業界、学界、行政等が共同で資金を提供し、取組を行うことを検討していきます。

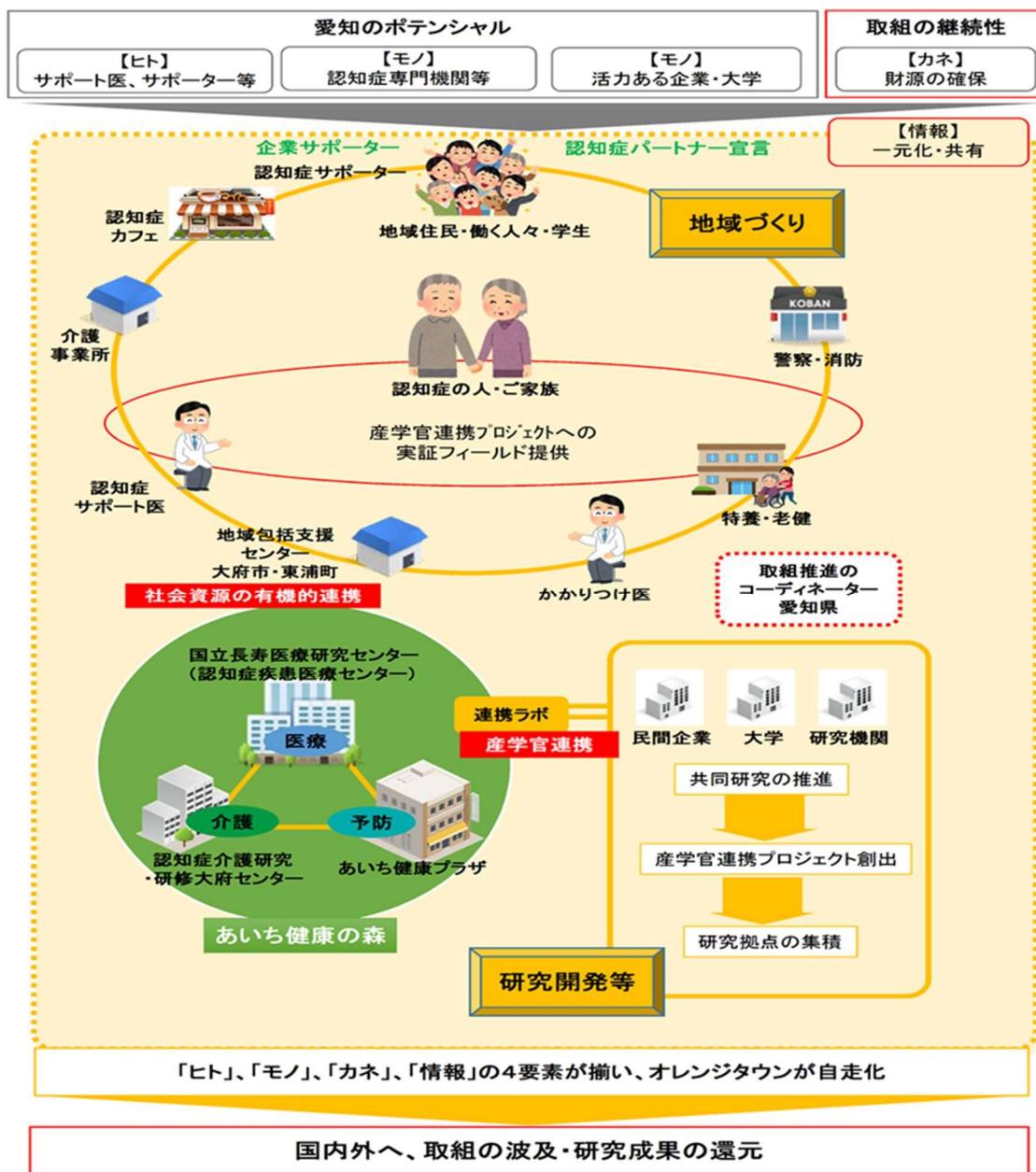
## 取組を踏まえた今後の方向性

認知症対策は、国の「新オレンジプラン」に沿って、認知症の人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、様々な取組が実施されています。平成 29（2017）年 7 月には、平成 29（2017）年度までに設定されていた数値目標が見直され、平成 32（2020）年度を目標設定年度とする新たな数値目標が示され、平成 32（2020）年度までに全ての市町村において、認知症カフェを設置することが盛り込まれるなど、さらなる推進が図られています。

本県においては、これまでの地域づくりに関する取組と並行して、「あいちオレンジタウン構想」に掲げた新たな取組を推進し、認知症対策の加速化を図っていきます。アクションプランが着実に実施されるよう、取組主体や関係団体、学識者等を構成員とする会議体を設け、各市町村における認知症施策の円滑な実施を促進するとともに認知症の地域支援体制の構築等を支援することを目的に設置している「愛知県認知症対策推進会議」と連携を図りながら、進捗管理を行っていきます。

アクションプランを着実に実施した結果、認知症に係る既存の社会資源がほぼもれなく有機的に連携するとともに、多様な企業や大学が企業サポーターや認知症パートナー宣言を通じ、「認知症に理解の深いまちづくり」に参画します。さらに、中長期的な取組により継続的に財源が確保されるとともに、情報の一元化、共有が図られます。このような将来像をめざし、研究開発等の取組とも連携しながら、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

## ○あいちオレンジタウン構想の将来像イメージ



### 3. 障害及び障害のある人への理解の促進

本県では、障害の有無にかかわらず、身近な地域で共に暮らせる社会の実現に向けて、第4期愛知県障害福祉計画（計画期間平成27（2015）～29（2017）年度）において、4つの大きな柱として、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設からの一般就労への移行」を掲げ、様々な施策を進めてきました。

中でも、「福祉施設入所者の地域生活への移行」については、平成25（2013）年度末から29（2017）年度末までの4年間における地域生活移行者数の目標を1,117人と設定したところ、28（2016）年度末までの3年間の実績が96人であり、大幅に目標を下回っています。

地域生活への円滑な移行には、福祉、教育、労働、保健、医療等の関係部署が一層連携を図り、各種施策を総合的に展開していく必要があります。そして、社会全体で障害に対する理解を深め、地域で安心して暮らしていただける環境づくりをさらに推進していく必要があります。ここでは、理解の促進に向けた取組について紹介します。

#### （1）愛知県障害者差別解消推進条例の推進

##### ア 条例の概要

平成28（2016）年4月1日施行の障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、差別解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、平成27（2015）年12月18日に愛知県障害者差別解消推進条例を制定しました。この条例では、4つの基本理念の下、県、県民、事業者のそれぞれの責務を明らかにしています。



##### 基本理念

- 全ての障害のある方が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 全ての障害のある方が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 障害を理由とする差別の多くが障害のある方に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害のある方になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

- ◆ 県の責務
  - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施すること。
  - ・ 市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。
- ◆ 県民の責務
  - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めること。
  - ・ 県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。
- ◆ 事業者の責務
  - ・ 障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めること。
  - ・ 県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。
  - ・ 主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること



## イ 県の取組

この条例に基づき、県では差別解消に向けて次のような体制の整備と普及啓発を実施しました。

まずは、差別に関する相談を受け止めるために、相談窓口等の体制の整備を行いました。差別は、教育、医療、交通機関、行政の活動など、あらゆる分野で発生する可能性があるため、既存の相談窓口全てで対応することとし、県福祉相談センター7か所、県精神保健福祉センター、障害福祉課を広域相談窓口として、市町村の相談事務を専門的、技術的に支援します。

また、差別に関する相談事例の共有・協議を通じて、関係機関がそれぞれの役割に応じた解決に向けての取組や類似案件の発生防止の取組ができるよう、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関で情報の共有を図っています。

そして、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する事案の解決のために、知事が事業者等に必要な助言、あっせん又は指導等を行うにあたり専門家等の意見を聞く場として、障害者差別解消調整委員会を設置しました。

さらに、障害を理由とする差別については、県民一人一人の障害に対する知識不足や障害者に対する意識の偏りに起因する面が大きいことから、県民の障害についての知識及び理解を深めるために、県の広報媒体をはじめとする様々な方法で普及啓発を実施しました。

平成 28（2016）年 3 月には、ポスターを県内の主要駅等に掲示するとともに、名古屋市営地下鉄全線、JR（東海道本線、中央本線、関西本線、武豊線）、名鉄全線で中釣り広告による啓発を実施しました。また、リーフレットを作成し、県の施設の窓口で配布するとともに、市町村と連携して町内回覧等により、広く周知を図りました。

平成 28（2016）年度には NPO から企画提案を募り、優秀と選定された 4 つの NPO に委託し、障害のある方と地域の方々との交流を中心とする啓発事業を実施しました。



↑NPO 法人ゆめじろう  
障害者差別解消法・合理的配慮  
を説明した DVD

←NPO 法人えんとかく  
合理的配慮に伴う講座を  
受講した店舗に配布した  
ステッカー

## (2) 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進

### ア 概要

愛知県障害者差別解消推進条例の全面施行（平成 28（2016）年 4 月 1 日）に伴い、障害の有無にかかわらず、互いに意思や感情を伝え合うために、手話をはじめとした障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりが求められています。

また本県は、南海トラフを震源域とする大規模地震による被災が懸念されており、災害時において、特に聴覚や視覚障害のある方への情報提供が課題となっています。

こうしたことから、言語である手話の普及及び要約筆記や点字など障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、本県では「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を平成 28（2016）年 10 月に制定しました。この条例では、都道府県条例では初めて、手話以外に要約筆記や点字、筆談、音訳など障害の特性に応じたコミュニケーション手段全般に対象を拡大し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、県の責務、県民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにしています。

#### 基本理念

- 障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を日常会話又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的な所産であることを認識して普及を行うこと。
- コミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。



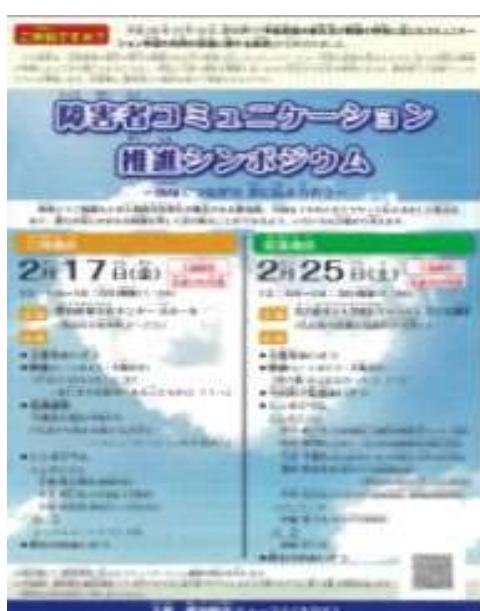
- ◆ 県の責務
  - ・ 総合的な施策の策定・実施。市町村と連携した施策の推進。
- ◆ 県民の役割
  - ・ 基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。
- ◆ 事業者の役割
  - ・ コミュニケーション手段の利用の促進のため、利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。
- ◆ 学校等の設置者の取組
  - ・ 障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識及び技能の向上のための研修に努めること。

## イ 県の取組

県では、この条例に基づき次の三つを柱に取組を進めていきます。

一つ目は、手話言語の普及や障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発及び、市町村や関係団体と協力し、コミュニケーション手段の学習の機会の確保です。

平成 28（2016）年度には、条例の趣旨や各主体の役割を知っていただくために、ポスターやリーフレットを作成し、市町村や小中学校などを中心に配布しました。また、「障害者コミュニケーション推進シンポジウム」を三河地区と尾張地区で開催し、東日本大震災と被災した障害者をテーマにした映画の上映や、有識者や障害のある方の支援に関わる方をシンポジストに招いて、大規模災害の発生が懸念される本県で「そのときどうやって伝えるか」に焦点を当てたシンポジウムを開催しました。



平成 29（2017）年度からは、県民が手話を学習する機会を確保するため、手話サークルや企業での手話講座等に手話通訳者を派遣する取組を進めています。

### 障害者コミュニケーション推進シンポジウム ～地域でつながり、共に伝え合おう～

#### [三河地区]

平成 29 年 2 月 17 日  
豊田産業文化センター

参加者 240 名

#### [尾張地区]

平成 29 年 2 月 25 日  
名古屋市立大学  
桜山キャンパス  
参加者 220 名

取組の二つ目は、市町村、関係団体と協力し、意思疎通を支援する者の養成等に係る施策の実施です。

聴覚障害者情報提供施設「あいち聴覚障害者センター」に運営補助を行い、平成 28 (2016) 年度は手話通訳者 27 人の育成、要約筆記者 12 名の育成、手話通訳者の派遣 3,212 件、要約筆記者の派遣 146 件、盲ろう通訳介助員の派遣 1,048 件を行いました。

手話通訳者等の派遣実績が増えている中、聴覚障害者等の一層の社会参加を図っていくためには支援者の育成・確保が必要です。そのため平成 29 (2017) 年度からは、養成研修の定員を拡大し、支援者の育成を図っていきます。

三つ目は、市町村等と連携して、災害時等におけるコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めていくことです。

情報を取得しやすくするための環境づくりとして、平成 29 (2017) 年度から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児への補聴器購入費用等の一部助成を行っていきます。また、色覚に障害のある方が円滑に情報を取得できるよう、色の使い方や文字の形等に配慮したデザインを作成するためのガイドラインの作成とその普及を行っていきます。

### (3) 芸術文化活動支援による社会参加等の促進

#### ア 第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、愛知芸術文化センターなど名古屋市栄地区周辺 6 会場で、第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会を開催しました。

名 称：第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会

開催期間：2016. 12. 3 [土] - 12. 11 [日] (開会式は 12 月 9 日(金))

\* あいちトリエンナーレ(2016. 8. 11~10. 23)、国民文化祭(2016. 10. 29~12. 3)に続いて  
開催

会 場：愛知芸術文化センター、名古屋市民ギャラリー栄、ナディアパーク

名古屋栄三越、株式会社三井住友銀行 SMBC パーク 栄

損保ジャパン日本興亜人形劇場ひまわりホール

内 容：全国公募作品展 803 点

公募舞台・ステージ発表 60 団体

来場者数 59, 062 人

過去最大規模の開催

アンケート結果：・大会の印象「大変良かった」「良かった」 96 %

・「大会に参加して障害者芸術・文化に対する感心が高まった」 90 %



大会プロデュース舞台  
「親指王子」



美術・文芸作品展の様子

障害のある方、又は障害のある方を含むグループ・団体等を対象者に全国から募集した美術・文芸作品などの展示や音楽・ダンスなどの舞台芸術の発表のほか、授産製品や障害者スポーツの紹介、講演会の開催などを実施し、過去最大規模の 5 万 9 千人が来場しました。

大会のテーマの「騒げ、感性。」のもと、大会を通して障害のある方の心の内側から湧き上がる衝動を表現した生(き)の芸術、解き放たれた感性を多くの方々に感じ取っていただける芸術・文化祭となりました。

本県では、平成 26 (2014) 年度から、県内の障害のある方から作品を募集し展示する「あいちアール・ブリュット展」を実施しており、「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の成果を継承し、今後も障害のある人の芸術・文化活動を通じての社会参加と障害のある方への理解の促進を図っていきます。

## イ スポーツを通じた社会参加について

スポーツは、誰にでも親しみやすく、そして参加した者同士の交流を深めてくれます。障害者スポーツを盛り上げていくためには、障害のある方が参加することはもとより、障害のない方も含め、皆で盛り上げていかなければなりません。そのため、誰でも気軽に参加できる障害者スポーツの裾野を広げていくとともに、多くの方に夢を与えるトップアスリートの育成の取組も重要になっています。

本県では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした障害者スポーツへの関心の高まりを受け、スポーツに関心のある障害のある方に、県にゆかりのあるトップレベルの選手・指導者による講演会や実技指導、競技体験を行う事業を実施しています。



ダイナミックで迫力のある車いすバスケ

### 平成28年度の開催内容

- ・開催時期：平成28年11月13日（日）～平成29年2月12日（日）
- ・競技種目：車いすバスケット、陸上競技、ボッチャ、車いすテニス
- ・講師等：前川信親氏（車いすバスケット）、佐藤圭太氏（陸上）、加藤啓太氏（ボッチャ）、丸山弘道氏（車いすテニス）
- ・参加人数：488人

### 取組を踏まえた今後の方向性

県では現在、第5期愛知県障害福祉計画の策定を進めています。今回新たに、障害のある人が円滑にサービスを利用できる環境の整備を図るため、差別の解消に向けた取組方策や「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づいた取組方策、発達障害者支援の充実のための方策、芸術文化活動支援による社会参加の促進に係る方策等を盛り込み、年度ごとに進捗状況を確認しながら着実に実施していきます。

また、コミュニケーション環境の充実に向け、引き続き手話通訳者等の養成や、民間による聴覚障害者情報提供施設の設置・運営等を行うほか、カラーユニバーサルデザインガイドライン（仮称）を作成し、その周知を図ります。

さらに、文化芸術活動では、平成 28（2016）年に開催した第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会の成果を継承し、障害者アーツ展やふれあい交流を実施していくほか、障害者支援施設において出前講座を開催するなど、アートを通じた社会参加と理解の促進を図っていきます。

一方で、あいちアール・ブリュットの取組は、福祉や芸術分野を超えて、雇用分野にも広がっています。

平成 28（2016）年度には、県内の障害のある方お 2 人が、「絵を描くこと」を仕事として、一般企業に就職されました。在宅勤務なので、オフィスや店舗に出勤するのではなく、自宅で創作活動に取り組まれています。

きっかけは、平成 26（2014）年度から始めた「あいちアール・ブリュット展」です。障害者雇用に取り組む企業からの相談を受け、ハローワーク名古屋中と障害福祉課が連携して、「絵を描くこと」での採用を企業に提案したところ、「あいちアール・ブリュット優秀作品特別展」で実際の作品を見て、採用が決まりました。

今年度に入り、昨年 12 月の第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会の開催や、報道等により事例が広がり、6 人が就職され、これまでに合計で 8 人の方が就職されたところです。

就職後は、作品の幅が広がったり、創作時間が長くなったりと、皆さん、絵を描くことが「仕事」になった自覚をしっかりと持って、創作活動に取り組まれており、ご家族の方も大変喜ばれているとのことです。

こうした事例は他県では例がなく、愛知県発の取組を、愛知労働局とも連携して、しっかり取り組んで、定着をさせて、そして「障害のある方の自立を応援するための愛知モデル」として全国に発信していきます。

スポーツでは、平成 30（2018）年に「2018 年第 7 回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・愛知」が開催されます。大会では、全国から約 1,000 名の選手が愛知に集まり、選手やスタッフ、観客などを合わせると、総勢 1 万 6 千人を超える方が参加する大規模な大会になる予定です。大会のテーマ「超える歓び。」のもと、選手やスタッフ、ボランティアそして観客が、障害の有無を超えて皆で歓びを分かち合い、多様な価値観を理解する機会になるよう取り組んでいきます。

## 4. 社会全体で支え合う地域づくり

今後の高齢者の増加や生産年齢人口の減少を考えると、健康福祉に関するニーズを全て公的なサービスで対応することは困難です。ビジョンの基本理念である「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～「あいち健幸（けんこう）社会」の実現」には、地域で暮らす多様な人や主体との相互理解を深め、連携・協働し、結婚、子育て、健康づくり、介護など、社会全体で健康福祉に取り組んでいくことが必要です。ここでは、企業等と連携・協働して取り組んでいる事例を紹介します。

### （1）高齢者の見守り活動

団塊の世代の方々が75歳以上となる平成37（2025）年には、本県のひとり暮らし高齢者は約35万人になると予測されています。ひとり暮らし高齢者等の日常生活のささいな異変に気づくためには、隣近所や町内会、民生委員などの地域の方々のほか、民間事業者とも相互に連携しながら、見守りを行うことが重要です。

県では、平成25（2013）年度から3年間、電気、ガスなどの民間事業者と市町村等で構成する「愛知県高齢者等見守りネットワーク構築推進会議」において、市町村が民間事業者と見守り協定などの協力関係ができるよう積極的に働きかけを行いました。また、平成28（2016）年度からは、地域における「見守り」に加え、「生活支援」という大きな括りでのネットワークの構築を推進していくため、有識者、市町村代表等で構成する「愛知県生活支援体制推進会議」を開催し、見守りを含めた生活支援体制づくりについて関係機関と連携を進めています。

その結果、平成29（2017）年7月末現在で、県内全ての市町村においていざれかの民間事業者（電気、ガス、水道、新聞、郵便局など）と協力関係を築いています。

＜関係機関と高齢者等見守りに関する協定を締結している市町村数＞

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
25市町村	34市町村	45市町村	51市町村	54市町村

注：協定の他、独自の登録制度や文書等依頼も加えた市町村数

また、こうした民間事業者も含めた見守りネットワークづくりを進めるため、市町村からの依頼に基づき、社会福祉の専門家を助言者として派遣するなどの支援も行っています。平成28（2016）年度は3市に派遣を行いました。

その他、県と金融機関（三菱東京UFJ銀行、名古屋銀行、愛知銀行、中京銀行、損害保険ジャパン日本興亜）との間で締結した「地方創生の推進に関する包括協定」や、日本生命保険相互会社との間で締結した「健康福祉分野における包括的連携協定」の中で、高齢者の見守りに関する取組のさらなる拡大を図ることとしています。

## (2) 包括的な連携・協働の取組

子どもが生まれ育った環境にかかわらず、夢と希望を持って成長できる社会、障害があっても、社会の一員として地域で安心して暮らせる社会、健康寿命を延ばし、高齢者が元気に活躍できる社会、など、こうした健康福祉社会の実現には、民間企業をはじめとして、様々な人達との協力と連携が不可欠です。最近の包括的な連携・協働の取組を紹介します。

### 取組事例① 日本生命保険相互会社との健康福祉分野における包括的連携協定

本県の健康福祉行政の取組をさらに推進し、県民サービスの向上を目指していくため、平成28年9月、県と日本生命保険相互会社（以下「日本生命」）との間で、健康福祉分野における包括的な連携協定を締結しました。この協定では、主に「健康づくり」「がん対策」「子育て支援」「障害者の社会参加の推進」「高齢者支援」の5つの事項について連携・協働することとしています。

初年度である平成28年度の協定に基づく主な取組として、「健康づくり」「がん対策」に関するところでは、健康づくりに関する情報提供や、がん検診の受診勧奨、がんに関する知識の普及啓発に協力いただきました。具体的には、日本生命の県内支社・拠点の約2,500人の職員が顧客を訪問する際に、県の健康情報ポータルサイト「あいち健康ナビ」の紹介や、がん検診の受診勧奨を記載したビラを配付するなどして、広域かつ幅広い年齢層に対し効果的な広報活動を行っていただきました。

また、「がん対策」としては、平成28年10月に、日本生命が県の後援を受けて顧客向けのがんセミナーを開催し、約300名の参加者に対して、がんになったときの心構えなどについて啓発していただきました。

「子育て支援」に関するところでは、日本生命による中学校・高等学校への出前授業（職員が学校訪問してライフイベントや将来設計等をテーマに授業を実施）を行い、その取組を平成29年度に県の子育て支援ポータルサイト「あいちはぐみんネット」に掲載しました。企業の取組を周知することにより、企業による子育て支援分野の社会貢献活動を広げていきます。

「障害者の社会参加の推進」に関するところでは、日本生命の社内で、障害者スポーツ大会や「あいちアール・ブリュット展」（平成28（2016）年11月）、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」（平成28年12月）への観戦や観覧を呼びかけていただくとともに、顧客に対しイベントのチラシを配布するなど広報案内を行っていただきました。

また、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」では、本社職員6名がボランティアとして参加し、会場運営にご協力いただきました。

「高齢者支援」に関するところでは、県から提供した県内市町村の高齢者見守り窓口の連絡先一覧を、各営業所に掲示するなどして社内職員に周知し、顧客を訪問した際に、何らかの異変に気付いた場合、速やかに市町村窓口を案内できるよう努めています。



<締結式の様子>



<「あいち健康ナビ」トップページ画面>

## 取組事例② 大塚製薬株式会社との健康づくり等に関する包括的連携協定

「生涯を通じて健康でいきいきと過ごす」ことは、全ての県民の願いです。本県では、真に長生きして良かったと思える「健康長寿あいちの実現（健康寿命の延伸・健康格差の縮小）」に向けて、「健康日本21あいち新計画」（平成25年3月策定）に基づき、県民と関係団体などが一体となり、県民の健康づくりを進めています。

県民の健康維持・健康増進を始めとする地域の活性化や県民サービスの向上等を図ることを目的に、平成29年2月、県と大塚製薬株式会社（以下「大塚製薬」）との間で、健康増進等に関する事業を連携・協力して進めるため、包括的な連携協定を締結しました。この協定では、主に「健康づくり」「スポーツ振興」「教育の振興」「防災・減災対策」の4つの事項について連携して取り組むこととしています。

協定締結後の主な取組として、「健康づくり」に関するところでは、特に熱中症対策について、大塚製薬に熱中症予防啓発ポスターを作成いただきました。このポスターを、平成29年5月から9月にかけて、市町村役場、小・中・高等学校、県営住宅等の関係施設約830個所に4,550枚配布し、掲示して注意喚起を図りました。

また、高齢者の学びの場である「あいちシルバーカレッジ」では、大塚製薬の職員に協力をいただきて、熱中症予防の講話を平成29年6月と7月に開催し、約300名の受講生に対し、直接注意の呼びかけを行いました。

「スポーツ振興」に関するところでは、県教育委員会が平成29年6月に実施した「2020年東京オリンピック・パラリンピックあいち選手強化事業」における「ジュニア育成講習会」において、参加者78名に対しトップアスリートに必要な資質及び正しい基礎知識を身につけさせるために、大塚製薬の職員による体内環境とコンディショニングに関する講話を行いました。

「教育の振興」に関するところでも、県教育委員会が主催する研修会・大会や各学校の希望に応じて、大塚製薬の職員による講話等を行いました。

「防災・減災対策」に関するところでは、災害時において避難所等における被災者用の食料品等の確保を補完するため、大塚製薬が保有する食料品等を県の要請に基づき供給していただくこととしています。

また、平成29年4月に県立特別支援学校へ災害時用備蓄食料（全28校の教職員及び児童生徒一人当たり一食分）を寄贈いただきました。



＜締結式の様子＞



＜熱中症啓発予防ポスター＞

### (3) 結婚支援に関する取組

平成 25 (2013) 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、独身者の約 9 割が「いずれ結婚する意思がある」と回答しています。

また、結婚していないものの割合のうち、独身にとどまっている理由を見ると、「結婚したい相手にまだめぐり会わないから」という理由が最も高くなっています。家庭、地域、職場等からの紹介による出会いの機会が減少している中、社会全体で結婚をサポートする取組が求められています。

こうした中、県では、平成 27 (2015) 年度に婚活イベントを企画する団体である「出会い系応援団」、従業員の結婚支援に積極的な団体である「婚活協力団体」の募集を行い、両団体が情報交換することができる結婚支援ウェブシステム「あいこんナビ」を稼働させ、企業等の団体と連携した結婚支援の仕組みづくりを行いました。

<「あいこんナビ」トップページ画面>



平成 28 (2016) 年度には、これらの仕組みを最大限活用し、より多くの独身の方に出会い系の場を提供するため、「出会い系応援団」や「婚活協力団体」の新規開拓を行うとともに、登録団体の活動を促進するため、婚活協力団体に講師を派遣し、企業等の結婚支援の必要性や、独身従業員のコミュニケーションスキル向上等について、学び考える機会としての出前講座などを 20 団体に実施するなどしました。その結果、平成 27 (2015) 年度と比較してイベント数が約 2.3 倍、参加者数が約 2.0 倍に増加しました。

<「あいこんナビ」これまでの実績>

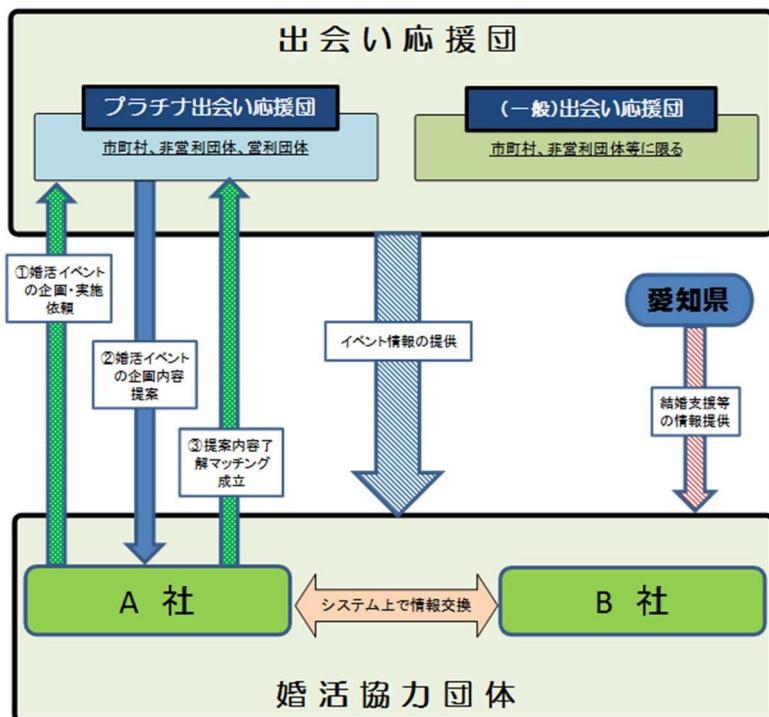
	イベント数	参加者数	カップル成立数
H27 年度	183 企画	3,270 人	302 組
H28 年度	428 企画	6,658 人	686 組

平成 29（2017）年度には、婚活協力団体向けに婚活イベントを提供する「プラチナ出会い系応援団」を新設するとともに、企業の取組をさらに活性化するため、企業等における結婚支援の取組を把握する実態調査や、気運の醸成を図るためのフォーラムなどを実施する予定です。

「出会い系応援団」及び「婚活協力団体」については、平成 27（2015）年 7 月 1 日から募集を開始し、平成 29（2017）年 10 月末日現在、「出会い系応援団」は 51 団体、「婚活協力団体」は 97 団体の登録をいただいております。

また、平成 29（2017）年度に新設した「プラチナ出会い系応援団」については、14 団体の登録をいただいております。

#### <「あいこんナビ」利用イメージ>



#### <婚活イベント風景>



#### (4) 企業と連携した働く世代へのがん対策

本県では、毎年4万人を超える人ががんと診断され、40代の働く世代からがんに罹患する人が急激に増えますが、がん医療の進歩によって外来で治療を受けながら働く人も増えています。

そこで本県では、平成27（2015）年3月に有識者から提出された「がん患者が就労継続しやすい愛知づくりに向けた提言書」に基づき、取組を進めています。

がんになった従業員が働きながら通院するには、周囲の理解・協力が必要であり、社内における相談体制や休暇・勤務制度を確保することなどが課題となっています。

このため、平成28（2016）年度には、会社経営者や人事担当者が参考として職場環境づくりを進めるための「企業向けパンフレット」を作成し、愛知県経営者協会を通じて多くの企業へ配布しました。

さらに取り組みを推進するため、全国健康保険協会愛知支部（協会けんぽ）等と共に、企業の人事労務担当者にがんの外来治療の現状や社内の従業員の治療中・治療後の具体的な支援方法について学ぶ「働く世代のがん対策講演会」を開催しました。講演会では、「企業向けパンフレット」を配布するとともに、がん検診による早期発見を促す等、がんに対する正しい知識の普及を図りました。

〈企業向けパンフレット〉



〈働く世代のがん対策講演会〉



〈働く世代の講習会の開催状況〉

日 程：平成29年3月2日  
場 所：名古屋市立大学桜山キャンパス 大ホール  
共 催：全国健康保険協会愛知支部及び  
健康保険組合連合会愛知連合会  
参 加 者：人事労務担当者を中心とした248名  
内 容：がん専門医及び産業医による講演等

### 取組を踏まえた今後の方向性

少子高齢化が進行し、多様化・複雑化する健康福祉の課題に柔軟に対応していくには、NPO、公益法人、企業等の多様な主体が相互に連携し、地域課題に取り組んでいくことが重要です。

企業や団体等と連携・協働した取組には、協定の他、募集に応じた登録、事業の共催、後援など、様々な方法があります。

今後も、具体的に連携・協働する事業の内容に応じて、形式にこだわらず、企業や団体等との協力関係を築き、県民の健康福祉の向上に努めていきます。